平成２２年（フ）第１０２３０号
東京都立川市上砂町５丁目31―４―Ⅱ―602
破産者　今西　　均
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２３１号
東京都小平市栄町２丁目13―７―Ⅲ―101
破産者　福井　政志
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２８５号
東京都東村山市本町２丁目12―８　第１フジビル302
破産者　日沖　栄子（旧姓山岸）
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２８８号
東京都八王子市中野上町３丁目21―８
破産者　萩原　孝一
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２９３号
東京都調布市入間町２丁目15―64
破産者　池田　テル
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３１５号
東京都北区浮間５丁目17―24―1104　朝倉方
破産者　伊藤　順子（旧姓沼崎）
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３２７号
神奈川県横浜市港北区師岡町119―２―204
破産者　千葉　邦弘
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３８９号
東京都小平市天神町１丁目392―１　ウインズＣ205
破産者　竹之下飛弾
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４３２号
埼玉県北足立郡伊奈町大字大針473
破産者　原田　松雄
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４５９号
東京都杉並区堀ノ内２丁目８―15―201
破産者　牧野　秀貴
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４８１号
東京都足立区東保木間１丁目８―14―103
破産者　岩崎　清和
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５７８号
東京都文京区大塚２丁目８―７―1102
破産者　土屋加津子
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９号
福島県白河市金屋町74番地
破産者　有限会社出雲本舗
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
栃木県那須塩原市石林307番地６
破産者　渡邉　和也
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第４６号
栃木県那須塩原市石林307番地６
破産者　渡邉　知恵
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第５６３号
埼玉県さいたま市大宮区三橋１丁目73番地の１
破産者　司商工株式会社
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７００号
埼玉県川口市青木５丁目９番８号
破産者　有限会社エス・ティ・ビィ
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８８９７号
東京都新宿区新宿２丁目６番４号
破産者　ナイタイ出版株式会社
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０８０号
東京都中央区東日本橋２丁目23―６―507
破産者　大塚　絵里
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６３号
横浜市中区小港町１丁目１番地２ビューコート小港９号棟807号室
破産者　有限会社サイゾー
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１０４号
三重県伊賀市青山羽根204番地の20
破産者　株式会社幸栄商事
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２０年（フ）第４３８９号
大阪市中央区南本町３丁目４番15号
破産者　朝日ユニバーサル貿易株式会社
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０７０号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目12番25号
破産者　株式会社ホームスイートホーム
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部